

## II 就職するときに

### 1 仕事をさがす

【問合せ：相談窓口 P52・53】

職種や勤務地、労働条件（賃金・労働時間・休日・休暇）等、自分に合った条件をはっきりさせ、ハローワーク（公共職業安定所）等の公的機関、民間職業紹介機関、求人広告、インターネットを活用し、就職活動を行いましょう。

また、集めた情報で不明点があれば電話等で確認しましょう。

#### ●ハローワーク（公共職業安定所）

・ハローワーク甲府（甲府公共職業安定所） 甲府市住吉 1-17-5 TEL 055-232-6060

#### ●やまなし・しごと・プラザ（山梨県とハローワークによる一体的実施事業）

「ジョブカフェやまなし」、「山梨県求職者総合支援センター」、「山梨県子育て就労支援センター」の3つの施設で成り立っています。

- ・「ジョブカフェやまなし」：概ね15歳から39歳までの若年者を対象に、キャリアカウンセリング等の就労相談を行っています。
- ・「山梨県求職者総合支援センター」：概ね40歳以上の中高年齢者を対象に、職業相談や職業紹介、生活・就労相談を行っています。
- ・「山梨県子育て就労支援センター」：子育て中の方を対象に、職業相談や職業紹介、子育て支援制度の情報提供等を行っています。

○やまなし・しごと・プラザ 甲府市飯田 1-1-20 JA 会館 5 階

##### 1 ジョブカフェやまなし(概ね 15 歳から 39 歳)

<https://job.pref.yamanashi.jp>

- ① 就労相談 TEL 055-233-4510

##### 2 山梨県求職者総合支援センター（概ね 40 歳以上）

<https://job.pref.yamanashi.jp/ykssc/index.html>

- ① 生活・就労相談 TEL 055-233-4510

- ② 職業紹介等 TEL 055-226-8609

##### 3 山梨県子育て就労支援センター（子育て中の方）

<https://job.pref.yamanashi.jp/kosodate/index.html>

- ① 就労相談、子育て支援制度の情報提供等 TEL 055-233-4510

- ② 職業紹介等 TEL 055-226-1188

○甲府新卒応援ハローワーク(ヤングハローワーク) 甲府市飯田 1-1-20 JA 会館5階

卒業予定者 及び 卒業後3年以内の既卒者等

職業紹介等 TEL 055-221-8609

### ●インターネットでの求人検索

インターネットから、求人情報を検索することができます。さらに、ハローワークインターネットサービス上に「マイページ」を開設すると、求人検索条件の保存等のサービスをご利用いただけます。

#### ・ハローワークインターネットサービス

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/index.html>

厚生労働省

### ●若者サポートステーション

働いていく自信がない、人間関係が不安、やりたいことがない、仕事が長く続かない等、働くことに不安な若年無業者及び就職氷河期世代の方（15歳～49歳）とそのご家族を対象に、キャリアコンサルタントがあなたの就職をサポートします。

#### ・やまなし若者サポートステーション

【詳細はこちら⇒】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaikaihatsu/saposute.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/saposute.html)



### ●ワークプラザ甲府（甲府市とハローワークによる一体的就労支援）

市が行う福祉関連の生活相談と、ハローワークが行う職業紹介等を市役所内で一体的に行う就労支援を行っています。一般の求職者の方も、ご利用いただけます。

・ワークプラザ甲府（甲府市役所本庁舎2階） TEL 055-237-1161（内線 4930）受付専用

### ●山梨へUターン、Iターン、Jターン、移住等をお考えの方に

【問合せ：相談窓口 P53】

都会に近く、自然がいっぱいな山梨に暮らしたいとお考えの方に、住まいや生活、就職情報等、ワンストップでご相談いただけます。

・やまなし暮らし支援センター TEL 03-6273-4306

（東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階 ふるさと回帰支援センター内）

・やまなしU・Iターン就職情報コーナー大阪 TEL 06-6344-5961

（大阪府大阪市北区梅田1-1 大阪駅前第3ビル21階 山梨県大阪事務所内）

## 2 職業能力開発(職業訓練等)

【問合せ：相談窓口 P54】

在職者や再就職を目指す方等への能力開発・技術訓練を支援する公共施設があります。

※再就職を目指す方の公的職業訓練（ハロートレーニング）については、ハローワーク甲府訓練担当部門にご相談ください。

## 3 労働契約と労働条件の明示

労働者は、就職するときに、使用者と労働契約（雇用契約）を結びます。

使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければなりません。

また、明示された労働条件が事実と相違している場合は、労働者は、即時に労働契約を解除することができます。 (労働基準法第15条)

### — 明示しなければならない労働条件 — (労働基準法施行規則第5条)

- 1 労働契約の期間に関する事。
  - 2 有期労働契約を更新する場合の基準に関する事。(通算契約期間又は有期労働契約の更新回数に上限がある場合には当該上限を含む。)
  - 3 仕事をする場所及び従事すべき業務に関する事。(就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲を含む。)
  - 4 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日・休暇並びに労働者を二組以上に分けて就業させる場合における就業時転換(交代制)に関する事。
  - 5 賃金(7、8に定める賃金を除く。)の決定、計算及び支払方法、締切及び支払の時期、昇給に関する事。
  - 6 退職に関する事。(解雇の事由を含む。)
  - 7 退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事。
  - 8 臨時の賃金、賞与、1か月を超える期間を要件とする手当等に関する事。
  - 9 労働者に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事。
  - 10 安全及び衛生に関する事。
  - 11 職業訓練に関する事。
  - 12 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事。
  - 13 表彰及び制裁に関する事。
  - 14 休職に関する事。
- ★ 1～6までは、「昇給に関する事項」を除き、書面の交付が必要となります。(労働者が希望する場合は電子メール等の送信による明示でも可能)
  - ★ 7～14までは、慣行となっている場合も含めて定めがある場合には必ず明示します。
  - ★ パートタイム・有期雇用労働者の場合は、1～14に加え、「昇給の有無」、「退職手当の有無」、「賞与の有無」、「相談窓口」についても書面の交付等により明示しなければなりません。
  - ★ 有期契約労働者については、「無期転換申込権」が発生する契約更新のタイミングごとに、無期転換を申し込むことができる旨(無期転換申込機会)及び無期転換後の労働条件の明示も必要です。

労働者は、就職が決まって働きはじめてから、労働条件や職場環境が内容と異なることがないように、確認しましょう。

## 4 就業規則について

【問合せ：相談窓口 P55】

常時 10 人以上の労働者（パートタイム労働者を含む。）を使用する事業場において、事業主は必ず就業規則を定めて、労働基準監督署に届け出ることとなっています。（労働基準法第 89 条）

就業規則は、通常の労働者に適用される就業規則のほかに、パートタイム労働者等一部の労働者のみに適用される個別の就業規則が定められている場合があります。

就業規則の基準に達しない労働契約は、その部分が無効になります。（労働契約法第 12 条）

## 5 労働契約の禁止事項

会社を転職したくなったときや、今よりもっと良い条件のアルバイト先を見つけたときに、途中で辞めるとペナルティとして罰金を取られるという条件があっては、辞めることができなくなります。

そこで、労働法では、労働者が不当に会社に拘束されないように、労働契約を結ぶときに、会社が契約に盛り込んで서는ならない条件を定めています。

- (1) 労働者が労働契約に違反した場合に違約金を支払わせることや、その額をあらかじめ決めておくこと。（労働基準法第 16 条）

例えば、会社が労働者に対し、「1 年未満で会社を退職したときは、ペナルティとして罰金 10 万円」、「会社の備品を壊したら 1 万円」等と、あらかじめ決めておいたとしても、それに従う必要はありません。もっとも、これは、あらかじめ賠償額について定めておくことを禁止するものですので、労働者が故意や不注意で、現実的に会社に損害を与えてしまった場合は、損害賠償請求を免れるというわけではありません。

- (2) 労働することを条件にお金を前貸しし、毎月の給料から一方的に天引きする形で返済させること。（労働基準法第 17 条）

会社からの借金のために、辞めたくても辞められなくなるのを防止するためです。

- (3) 強制的に会社にお金を積み立てさせること。（労働基準法第 18 条）

積み立ての理由は関係なく、社員旅行費等労働者の福祉のためでも、強制的に積み立てさせることは禁止されています。ただし、社内預金制度等、労働者の意思に基づき賃金の一部を会社に委託することについては、一定の要件のもとで許されています。

## 6 採用内定について

新規卒卒者の採用においては、就職活動、採用試験の後、実際に入社する日よりかなり前に採用の内定をもらうのが一般的ですが、この採用内定にはどのような意味があるのでしょうか。

行きたい会社から「春からうちに来てください。」と言われたら、その会社で働けることを期待するのが当然ですし、突然、「なかったことにする。」と言われては、予定が変わってしまいます。

採用内定により、労働契約が成立したと認められる場合には、内定取り消しは、契約の解約となるとされています。

したがって、通常の解雇と同様、社会の常識に照らして納得できる理由がなければなりません。もっとも、学校を卒業できなかったり、所定の免許・資格が取得できなかったり、健康状態が悪化して

## Ⅱ 就職するときに

動くことが困難になったり、履歴書の記載内容に重大な虚偽記載があったり、刑事事件を起こしてしまった場合等は、内定取り消しが正当と判断され得ます。

ただし、内定取り消しが有効である場合でも、通常の解雇と同様、会社は解雇予告等の手続きをきちんと行う必要があります。また、内定者が内定取り消しの理由について、証明書を請求した場合は、すぐに証明書を交付しなければなりません。

このほか、自宅待機を含む「入職時期繰下げ」や「一方的な労働条件の変更」、「内定辞退の強要」等の問題に遭遇した場合は、自分ひとりで判断せず、学校やハローワーク、労働相談コーナー等に相談しましょう。

### 就職のしくみ（新規大学等卒業者の場合）

#### 就職活動をはじめよう

民間就職サイトでのエントリー等、本格的な就職活動を開始する時期は、3月からとなりますが、その頃には希望する業種や職種、譲れない条件等の検討や自分がどんな仕事でしたくて、自分の強みは何なのか等の自己分析を行っておきます。

#### ①興味のある仕事（業種）を考えよう

はじめは、自分が何に興味があるのか、どんな仕事があるのか等わからないかもしれません。大学等のキャリアセンター等で相談してみましょう。

また、自分が何に興味があるのかを明確化するためには、合同企業説明会等で色々な業種の説明を聞いたり、インターンシップへの参加、OB・OG訪問、民間就職サイトや専門誌等調査し、情報に触れることが大切です。

#### ②どんな仕事をしたいのかを考えよう

業種を選ぶのと同時に職種を選ぶことも重要となります。同じ企業に入った場合でも、例えば、営業なのか、企画なのか、研究部門なのかで、仕事の内容が違ってきます。自分の働きたい職種を明確にしましょう。

#### ③企業についてよく知ろう

働きたい業種と職種が決まったら、その業種の企業のホームページや、就職サイト、専門誌等利用して詳細に調査しましょう。企業の個別の説明会で直接説明を聞いたり、その他、インターンシップの受入れをしている企業もあるので、ホームページやキャリアセンター等で確認してみましょう。

※有名企業でなくても、優れた技術や将来性のある企業はたくさんありますので、有名企業以外にも良く調べてみましょう。

#### ④企業に応募しよう

企業の情報を得たあとは、その企業に応募するかどうか決めます。

応募の手順は、企業によって違いますので、応募したい企業のホームページ等をよく調べて応募しましょう。